

旧軍老朽化化学兵器に係る環境調査方法等の更新について(案)

1. はじめに

旧軍老朽化化学兵器に係る環境調査等については、平成 16 年度に策定した「分類 A の事案(寒川、平塚、習志野)に係る環境調査方法について」と、これに添付した「分類 A の事案(寒川:相模海軍工廠跡地、平塚:相模海軍工廠化学実験部跡地、習志野:陸軍習志野学校跡地。以下、特定区域という)の区域において実施する旧軍由来の汚染物等に関する環境調査の基本的事項とその具体的内容について」に基づき、取り組んできたところである。

平成 23 年度においては、これまでの環境調査等の取り組みにより得られた知見や調査現場での経験等を踏まえ、以下に示す観点から調査・検討を行い、その結果に基づき所要の更新を行うことによって、適切な環境調査等の実施に資するものとする。

2. 調査・検討の観点等

環境調査方法等の更新に際しては、主として以下の観点から調査・検討等を行うこととする。

環境調査等	主たる検討の観点
地下水調査	● 試料の採取方法、試料採取時の留意事項等
大気調査	
表層ガス調査	● 試料の採取方法、試料採取時の留意事項等 ● 試料採取時における要員の安全対策
土壌調査	● 試料採取時における要員の安全対策
物理探査	● 陸域における物理探査方法等に関する最新の知見 ● 現場状況や探査対象物を踏まえた物理探査手法等の検討と選択 ● 物理探査実施時における探査要員の安全対策
物理探査検知点の掘削確認調査	● 掘削確認調査実施時における要員の安全対策や使用する資機材等 ● 携帯型化学剤検知器等に関する情報の更新

うち、物理探査及び物理探査検知点の掘削確認調査に関しては、これまでの事案対応で取り組んだ経験を踏まえ、記載内容の全面的な更新を検討することとする。

3. その他

環境調査方法の更新作業は平成 23 年度内に完了させるものとする。

本作業を進めるに当たり、適宜、「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」の検討員等から助言を得ることとする。